

鶴岡市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札に付するときは、鶴岡市契約に関する規則（以下「規則」という。）第15条に規定する一般競争入札の公告及び規則第21条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数（2回を限度とする。）
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 入札経過及び結果の通知方法
- (7) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送方法等)

第4条 入札参加者は、入札書のほか、公告等において指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 郵送方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、持参による入札は不可とする。

3 入札参加者は、入札書を封筒に入れ、必ず封かん及び封印をし、封筒に次の各号の内容を記載しなければならない。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 案件名
- (3) 開札日
- (4) 入札書在中である旨の表示
- (5) 入札者の住所、商号等

4 郵送された入札書等の返却及び差替えは認めないものとする。

(入札の無効等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 鶴岡市契約に関する規則第13条に該当する入札
- (2) 鶴岡市入札要綱第12号に該当する入札

(3) 公告等で示した入札書等の到達期限を過ぎて到達した入札

(4) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(1) 最低制限価格を設定する旨を公告等において示した案件で、最低制限価格を下回った金額の入札

(2) 低入札価格調査基準価格を設定する旨を公告等において示した案件で、基準価格を下回り、かつ、調査の結果、契約の内容に適した履行がなされないと判断された者の入札

(開札等)

第6条 開札は、公告等に示した日時及び場所において、契約担当課職員1名のほか、入札参加者2名の立会人の立会いのもと行うものとする。

2 入札参加者の立会人は、公告案件においては入札参加申請順番の1位及び2位の者とし、指名案件においては入札書の到着順番の1位及び2位の者とする。

3 開札に立ち会う入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札参加者の立会人の数が2名に達しない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を加えて2名以上が立ち会うこととする。

4 市長が特に認めるときは、立会人を入札参加者から選任せず、入札事務に関係のない市職員から選任することができる。

5 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札者自動決定方式(別紙)により落札者を決定するものとする。

(入札の中止等)

第7条 市長は、郵便入札において、郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断されるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。